

品川区防水板設置等工事助成の拡充について

令和7年9月11日に発生した大雨では、区内全域において多くの住宅、店舗、事務所等が浸水被害を受けたことから、浸水に対する区民の備えをより一層推進するため、これまでも実施してきた「品川区防水板設置等工事助成」について要綱を改正し内容を拡充したので報告する。

1. 主な拡充内容

・助成対象者の拡大

これまで助成対象外であった、標高5メートル以上に立地し地盤を掘り下げた建築物や半地下駐車場等についても助成対象に含め、区内全域の建築物を助成対象に位置づけ

・助成額および限度額の拡充

下表のとおり個人申請、法人申請の助成額と法人申請の限度額を引き上げ

区 分		限 度 額	助 成 額
個人	品川区に住民登録をしている個人	100万円	止水板設置等に要した費用の4分の3 → <u>5分の4</u>
	その他の個人	50万円	
法人	申請日より1年以上前から品川区内に本店または支店等の登記をしている法人	100万円 → <u>150万円</u>	止水板設置等に要した費用の2分の1 → <u>5分の3</u>
	その他の法人	50万円 → <u>75万円</u>	

・助成対象に簡易型止水板を追加

簡易型止水板の購入を助成対象として位置づけ

2. その他

・「防水板」から「止水板」に呼称を変更

現時点でより一般的に使用されている表現とすることで、検索時の利便性向上等に寄与

・令和8年度末までの時限措置を予定

3. 今後の予定

・広報しながら等、様々な媒体を活用し制度の拡充を周知